

中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について
新旧対照表

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について</p> <p>中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。平成18年3月13日一部改正。)第11条第2項及び中央環境審議会の運営方針について(平成13年1月15日総会決定。平成18年3月13日一部改正。以下「総会決定」という。)7の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について、次のとおり定める。</p> <p>・部会の運営方針について 部会の運営方針は、運営規則及び総会決定によるほか、以下によることとする。</p> <p>1. 会議の公開について 総会決定1(1)の規定に基づき会議を非公開とするときは、<u>部会長は、その理由を明らかにするものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2. 会議録等について (1)総会決定2(1)の規定に基づく会議録の調製に当たっては、<u>出席した委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)から明示の了承を得ることとし、その後、速やかに公開するものとする。</u> (2)総会決定2(3)の規定に基づき会議録を公開する場合には、<u>発言者の名前を記載するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について</p> <p>中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)第11条第2項及び中央環境審議会の運営方針について(平成13年1月15日総会決定。以下「総会決定」という。)6の規定に基づき、中央環境審議会土壤農薬部会の運営方針について、次のとおり定める。</p> <p>・部会について (新設)</p> <p>1. 会議及び資料の公開について (1)総会決定1(1)の規定により会議を非公開とするときは、<u>その理由を明らかにするものとする。</u></p> <p>(2)審議中の答申又は意見具申の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、<u>部会長は、「委員限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。それ以外の配布資料については、部会終了後公開とするものとする。</u></p> <p>2. 会議録等について (新設)</p> <p>(1)総会決定2(3)の規定により会議録を公開する場合には、<u>発言者の氏名を記載するものとする。この場合の会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)から明示の了承を得るものとし、その後、原則として、次回の会議において公開するものとする。ただし、長期にわたり</u></p>

(3) 総会決定2(3)の規定に基づき公開した会議録以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。

(4) 総会決定2(3)の規定に基づく議事要旨は、事務局において作成し、部会長の了承を得て公開するものとする。

3. 資料の公開について

審議中の答申又は意見具申の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料については、部会長は、「委員限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。それ以外の配布資料については、部会終了後公開とする。

・小委員会及び専門委員会について
部会に置く小委員会及び専門委員会の運営方針は、上記の部会の運営方針に準ずるものとする。

(削除)
(削除)

(削除)

次回の会議が開催されないことが予想される場合は、次回の会議の開催を待たず、明示の了承を得た後に公開するものとする。

(2) 総会決定2(3)の規定により公開した会議録以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。

(3) 総会決定2(3)の議事要旨は、事務局において作成し、会長又は部会長の了承を得て公開するものとする。

(新設)

・小委員会及び専門委員会について
(新設)

1. 会議及び資料の公開について

(1) 公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、小委員長又は専門委員長は、その理由を明らかにした上で、当該小委員会又は専門委員会を非公開とすることができる。

(2) 調査中の報告の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、小委員長及び専門委員長は、「委員限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。